

社会福祉施設等の施設基準等を条例で規定することについて

1 背景

- (1) 地方自治体の条例制定権の拡大、国による地方自治体に対する事務処理またはその方法を見直すこと、市町村への権限移譲を行うことにより、地方自治体の自主性を強化するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年 5 月 2 日公布。以下「第一次一括法」という。）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年 8 月 30 日公布。以下「第二次一括法」という。）が制定された。
- (2) これまで、社会福祉施設等に関する施設、設備、運営の基準は、法律に基づき厚生労働省令で定められていたが、第一次一括法、第二次一括法の制定に伴い、これらの基準の設定は、県（一部は中核市、市町村）が制定する条例に委任されることになった。

2 条例で基準を定める必要のある社会福祉施設、福祉サービス等

(1) 第一次一括法関係

ア 老人福祉法関係

- ・ 養護老人ホーム ※
- ・ 特別養護老人ホーム ※

イ 介護保険法関係

- ・ 指定介護予防サービス ※
- ・ 指定地域密着型介護予防サービス（市町村が条例を制定する。）
- ・ 指定居宅サービス ※
- ・ 指定地域密着型サービス（市町村が条例を制定する。）
- ・ 指定介護老人福祉施設 ※
- ・ 指定介護老人保健施設 ※
- ・ 指定介護療養型医療施設 ※

ウ 障害者自立支援法関係

- ・ 指定障害福祉サービス ※
- ・ 指定障害者支援施設 ※
- ・ 障害福祉サービス事業 ※
- ・ 障害者支援施設 ※

エ 児童福祉法関係

- ・ 指定知的障害児施設 ※
- ・ 助産施設 ※
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設 ※
- ・ 保育所 ※
- ・ 児童厚生施設
- ・ 児童養護施設

- ・ 知的障害児施設
- ・ 盲ろうあ児施設
- ・ 肢体不自由児施設
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 情緒障害児短期治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童家庭支援センター

注) 児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から、障害種別ごとの施設体系について、通所・入所の利用形態の別に一元化される予定。

※印の施設、サービスについては、中核市である盛岡市も基準に関する条例を制定する必要がある。(中核市へ権限が移譲されるため。)

(2) 第二次一括法関係

ア 医療法関係

- ・ 病院の薬剤師・看護師等の人員配置、談話室等必置施設の配置に関する基準
- ・ 療養病床を有する診療所の薬剤師・看護師等の人員配置、談話室等必置施設の配置に関する基準
- ・ 病床数算定方法に関する基準 (医療計画に関するもの)

イ 生活保護法関係

- ・ 保護施設

ウ 社会福祉法関係

- ・ 老人福祉法の規定による軽費老人ホーム
- ・ 売春防止法の規定による婦人保護施設
- ・ 授産施設

エ 児童福祉法関係

- ・ 指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の法人格に関する基準

オ 障害者自立支援法関係

- ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の法人格に関する基準

3 第一次一括法、第二次一括法の施行日

平成 24 年 4 月 1 日 (基準設定の権限を県条例に委任する改正部分)

ただし、平成 25 年 3 月 31 日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置がある。

4 県条例制定に係るスケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 平成 24 年 1～2 月ころ | 社会福祉審議会に条例案作成の方向性等の報告 |
| (2) 平成 24 年 5～8 月ころ | 社会福祉審議会に条例案の報告 |
| (3) 平成 24 年 9 月以降 | 県議会に条例案の提案 |

第一次一括法の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年5月2日公布)

1 一括法制定の趣旨

平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画を踏まえ、地方自治体の条例制定権の拡大、国による地方自治体に対する事務処理またはその方法を見直すため、関係法律の整備(42法律)を行ったもの。

2 一括法の内容

(1) 条例制定権の拡大

施設、道路等設置管理基準の設定を地方自治体の条例に委任する。

(例) 保育所等の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

道路の構造の技術的基準

公営住宅の整備基準及び収入基準

(2) 国による地方自治体に対する事務処理またはその方法の見直し

協議、同意、許可・認可・承認の制度の見直し

(例) 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出制に変更

3 施行期日

(1) ただちに施行できるもの ⇒ 平成23年5月2日

(2) 政令・省令等の整備が必要なもの ⇒ 平成23年8月2日

(3) 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの ⇒ 平成24年4月1日 ※

※ ただし、平成25年3月31日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置がある。

第二次一括法の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年 8 月 30 日公布)

1 一括法制定の趣旨

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、地方自治体の条例制定権の拡大、国による地方自治体に対する事務処理またはその方法を見直すこと、市町村への権限移譲を進めるため、関係法律の整備(188 法律)を行ったもの。

2 一括法の内容

(1) 条例制定権の拡大

施設、道路等設置管理基準の設定を地方自治体の条例に委任する。

(例) 生活保護施設の設備及び運営に関する基準

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の法人格に関する基準

公園等のバリアフリー化構造基準

(2) 国による地方自治体に対する事務処理またはその方法の見直し

ア 協議、同意、許可・認可・承認の制度の見直し

(例) 町村の福祉事務所設置の知事同意協議の知事同意を廃止

イ 計画等の策定及びその手続の見直し

(例) 山村振興計画の策定義務の廃止

(3) 市町村への権限移譲

都道府県の権限を市町村へ移譲するもの。

(例) 身体障害者相談員等の配置(引き続き都道府県も配置可)

社会福祉法人の指導監督権限の市への移譲

3 施行期日

(1) ただちに施行できるもの ⇒ 平成 23 年 8 月 30 日

(2) 政令・省令等の整備が必要なもの ⇒ 平成 23 年 11 月 30 日

(3) 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの ⇒ 平成 24 年 4 月 1 日 ※
または平成 25 年 4 月 1 日

※ ただし、平成 25 年 3 月 31 日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置がある。

○参考（社会福祉施設等に係る施設等の基準の例）

■保育所の基準（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の抜粋）

	項目	具体的な基準
児童福祉施設の最低基準の総則	児童福祉施設の一般原則	入所者の人権の配慮、人格の尊重義務
		地域社会との交流を図り、保護者等に対し施設運営の説明の努力義務
		運営内容の自主評価、評価結果の公表義務
		必要な設備の設置義務
		施設の構造等は入所者の保健衛生、危害防止に十分考慮したものでなければならない
	非常災害への対応	消火用具等必要な設備の設置に係る努力義務
		具体的な計画の策定とこれに係る訓練の実施に係る努力義務
		避難・消火訓練の毎月1回以上の実施義務
	職員の一般要件	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない
	職員の知識向上等	職員は常に自己研鑽に努めなければならない
		施設の職員に対し資質向上のための研修の機会の確保義務
	施設併設時の基準	必要に応じ併設する施設の設備・職員に兼ねることができる
	平等取扱原則	入所者の国籍等による差別的取扱いの禁止
	虐待等の禁止	入所者の心身に有害な影響を与える行為の禁止
	懲戒権限の濫用禁止	施設長が親権を行使する場合に身体的苦痛を与えるなどの濫用の禁止
	衛生管理等	設備、食器、飲用水の衛生的な管理に努め、必要な措置を講じる義務
		感染症、食中毒が発生しないよう努めなければならない
		清潔を維持できるよう適切に入所者を入浴等させる義務
		必要な医薬品の配置及び適正管理の義務
	食事	食事提供は施設内で調理する方法によらなければならない
		献立は可能な限り変化に富み、必要な栄養が含まれなければならない
		調理方法等は入所者身体的状況等を考慮したものでなければならない
		調理は、あらかじめ作成された献立に従ったものでなければならない
		入所者の食を営む力の育成に努めなければならない
	健康診断	入所者の年2回の定期健康診断等の実施義務
		職員のうち調理従事者の健康診断について、綿密な注意をはらう義務
	施設内部の規程	入所者援助に関する事項等について、規程を設ける義務
帳簿	職員、財産、収支、入所者処遇に関する帳簿の整備義務	
秘密保持等	職員は業務上知り得た入所者等の秘密を漏らしてはならない	
	職員であった者が入所者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる義務	
苦情への対応	苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じる義務	
	苦情の解決に施設職員以外の者を関与させる義務	
	都道府県、市町村の指導等に従って必要な改善を行う義務	
	運営適正化委員会が行う調査にできるだけ協力する義務	
保育所の最低基準	設備の基準	乳児室、ほふく室、医務室、調理室、便所の設置義務（2歳未満の場合）
		乳児室の面積基準（乳児等1人につき1.65㎡以上）
		ほふく室の面積基準（乳児等1人につき3.3㎡以上）
		乳児室・ほふく室に保育に必要な用具の設置義務
		保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所の設置義務（2歳以上の場合）
		保育室・遊戯室の面積基準（2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上）
		屋外遊戯場の面積基準（2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上）
保育室・遊戯室に保育に必要な用具の設置義務		

	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を2階以上に設ける場合の構造、設備基準（屋内・屋外階段、避難用のバルコニー・屋外階段の設置等）
食事提供基準の特例	保育所の調理業務の外部委託の要件の基準（3歳以上に限る）
職員の配置基準	保育士、嘱託医、調理員の配置義務（調理業務の全部を外部委託する場合は調理員未配置でも可）
	保育士の数の基準（満1歳以上満3歳未満幼児概ね6人に1人以上など）
保育時間	1日につき8時間を原則とし地方の実情に応じ保育所長が定める
保護者との連絡	保護者と密接に連絡をとり理解・協力を得るよう努める義務
利用料	児童福祉法等に規定された徴収金以外に利用料の支払いを受けている場合の当該利用料の設定の原則